

議 事 録

令和５年４月２８日（金）午後１時３０分から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において４月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第 １ 号議案	福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	原案どおり可決
第 ２ 号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	〃
第 ３ 号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第 ４ 号議案	現況証明について	〃
第 ５ 号議案	農地・非農地判断について	〃

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第 １ 号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第 ２ 号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第 ３ 号報告	農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用の届出の確認について
第 ４ 号報告	農地法第４条第１項第７号の規定による届出の取消しの確認について
第 ５ 号報告	農地法第４条第１項第７号の規定による届出の確認について
第 ６ 号報告	農地法第５条第１項第６号の規定による届出の確認について
第 ７ 号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第 ８ 号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第 ９ 号報告	令和４年分 農地の賃借料情報の提供について

３ 協議事項

協議番号	報 告 名
第 １ 号協議	ふくい農業委員会だより第１３７号の編集委員について

４ その他

○出席委員 22名

1番	寺井	重治	(参与)
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	(参与)
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	(参与)
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 2名

5番	小寺	辰夫
11番	清水	重勝

○説明のため出席した者

農政企画課

主 幹 奥 田 寛 章

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 次 長	加 藤 雅 和
課長補佐	谷 口 智 樹
主 幹	土 田 智 大
副 主 幹	三 木 真 人
副 主 幹	岸 美 帆
主 査	岡 本 恵利佳
主 査	前 田 大 貴
主 事	伊 東 優 子

開 会 午後1時30分
(武澤会長挨拶)

議 長
(6番
武澤 義明
会長)

それでは、ただ今から4月の定例会を開催いたします。
なお、小寺辰夫委員、清水重勝委員より欠席の連絡を受けております。
また、田村洋子委員は、少々遅れるとのことでした。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号8番 岩崎委員、9番 宮浦委員、ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第1号議案「福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農政企画課
事務局

(第1号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第1号議案に対し、異議がない旨回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがって、第1号議案は原案に対し異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第2号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第2号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第2号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第3号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 池田委員から報告をお願いします。

13番

池田 敏雄
委員

第3号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、4月18日(火)、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員2名と事務局4名の計8名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第3号議案を原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第3号議案中、1番、3番については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、及び、開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第4号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第4号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 池田委員から報告をお願いします。

13番

池田 敏雄
委員

第4号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は4月18日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員4名、事務局3名の合計9名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第4号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第5号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第5号議案 説明)

議 長	今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を 山本会長職務代理者から報告をお願いします。
22番 山本 清幸 会長職務代理者	第5号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。 調査日は4月18日、私と池田委員、地区担当委員である西岡委員、事務局3名の合計6名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれも杉などの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われます。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第5号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。 それでは、第1号報告 ないし 第9号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第1号報告ないし第9号報告 説明)
議 長	ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。
15番 浅川 健次 委員	第1号報告の1番と2番の案件について、中間管理機構の解約ということは集積率が下がるという話ですが、中間管理機構の解約をした後、中間管理機構に出す予定はありますか。
事務局	今回こちらの解約を行った後、譲受人は自作する予定ですので、中間管理機構にこの農地を再び預ける予定はありません。

15番
浅川 健次
委員

今、農業委員会として最適化の推進で集積率80%という目標がありますが、これが非常に難しくなるような議案ではないか、と思いますが、議長のお考えを伺います。

議長

解約されても、それほど大きな影響はありません。

15番
浅川 健次
委員

それでは結構です。

13番
池田 敏雄
委員

29ページの賃借料情報の提供は、素直に数字をあげているのですか。
2万円であれば2万円、タダであればタダで提示された額で上げているのですか。
料金設定が書いていないものは、「0」と見なすのですか。

事務局

最低額について、0円の使用貸借権は、含まれておりません。
統計の結果、賃貸借の目安となる最高額については、15,000円、最低額については3,000円ということです。

13番
池田 敏雄
委員

それであれば問題ありません。
分かりました。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

他にないので質疑を終了いたします。
続きまして、協議事項に移ります。
第1号協議「ふくい農業委員会だより 第137号の編集委員について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第1号協議 説明)

議長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それでは、編集委員の編成について事務局案のとおりとすることによろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議 長	それでは、ご異議がないようですので、編集委員になられた方は、よろしくお願いいたします。 続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。
事務局	(令和5年度最適化活動の目標の設定等について 説明) (農地転用許可申請に関する地元同意について 説明)
3 番 伊藤 義明 委員	地元・集落の同意をきちっと取らないと、そこに付いている官地の管理が残ってしまうので、同意は必ず必要かなと考えています。 市は求めるが、国は書類を求めないとなってくると、問題となるのではないかと危惧します。
事務局	転用の相談時に、地元の意見を無視しないでほしいという声もいただきます。 基本的に国は、国の定めのない書類を求めないということなんですが、委員会としては地元同意は継続して求める必要があると考えていますので、国の書類基準に基づく同意書により、地元の意見を聞かせていただきたいと思います。
議 長	国から色々と指導がありますが、従来通りの方法でやっていかないと、土地改良した地面と官地、国有地、その地境となるべきものは、地元で管理が委託されています。 県土木や市監理課が関係するものもあれば、地元だけの同意でもよいというものもあります。 それと同時に、農振除外をするにしても、土地改良区に入っている面積については、土地改良区の意見を聴取して市に申請をしています。 地元同意は、それらにも影響を与えます。 後から裁判問題にならないように、トラブルが起きないように、環境を含めて、本委員会としては当面そのような形でいきたいと思っています。 あくまでも、地元の反対があっては転用ができないことを、丁寧に開発業者に説明して、理解していただくということです。
事務局	(令和6年度農林関係税制改正に関する要望について 説明) (今後の日程について 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、山本 会長職務代理者よりお願いします。

22番
山本 清幸
会長職務代
理者

本日の定例会は、第1号議案から第5号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。

また、第1号報告から第9号報告まで全て確認をさせていただきました。

そのほか、第1号協議につきましても、原案どおり決定いたしました。

以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、4月の定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後3時15分